

○ラーク所沢条例

平成15年12月19日

条例第39号

改正 平成17年3月25日条例第10号

平成22年3月29日条例第5号

平成24年3月30日条例第20号

令和元年7月3日条例第7号

(設置)

第1条 勤労者等の文化、教養及び福祉の増進を図るため、ラーク所沢（以下「ラーク」という。）を所沢市花園二丁目2400番地の4に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 ラークの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ラークの利用の許可に関する業務
- (2) ラークの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) ラークの施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ラークの運営に関して市長が必要と認める業務

(開館時間)

第4条 ラークの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第5条 ラークの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第6条 ラークを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ラークの施設、設備又は器具を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ラークの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ラークの管理上特に必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(平24条例20・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、ラークの管理上特に支障があると認めるとき、又はラークを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。
- (3) 利用者が利用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、ラークの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備の許可)

第9条 利用者は、ラークの利用に当たり特別の設備をし、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第10条 利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、公用又は公共的事業のために使用する場合は、市長の承認を得て前条第2項に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 利用者の責めによらない理由により利用することができないとき。

(2) 利用の取消し又は変更を利用日の7日前までに申し出たとき。

(3) その他ラークの管理上の都合により許可を取り消し、又は変更したとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、ラークの利用が終わったときは、その利用した施設、設備又は器具を速やかに原状に復さなければならない。第7条第1項の規定により許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由によりラークの施設、設備又は器具を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(販売行為の禁止)

第16条 ラークにおいて、物品の販売その他これに類する行為を行ってはならない。ただし、指定管理者が市長の承認を得て許可をしたときは、この限りでない。

(市長による管理)

第17条 市長は、ラークの指定管理者の指定の手續等に関し、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第38号。以下「手續条例」という。）第2条の規定による申請がなかったとき、手續条例第3条の規定による指定ができなかったとき、又は手續条例第6条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第2条の規定にかかわらず、ラークの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により市長がラークの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

(平22条例5・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例5・旧第17条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による指定及び事前の利用の手續並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年3月25日条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第20号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

**別表第1（第10条関係）**

施設利用料金

室名	利用時間区分及び利用料金					
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
	午前9：00 ～午前11：00	午前11：00 ～午後1：00	午後1：00 ～午後3：00	午後3：00～ 午後5：00	午後5：30～ 午後7：30	午後7：30～ 午後9：30
ホール	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円
	790円	790円	790円	790円	790円	790円
和室1	160円	160円	160円	160円	160円	160円
和室2	160円	160円	160円	160円	160円	160円
研修室1	160円	160円	160円	160円	160円	160円
研修室2	160円	160円	160円	160円	160円	160円
会議室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
調理実習室	950円	950円	950円	950円	950円	950円
小会議室	160円	160円	160円	160円	160円	160円
相談室	160円	160円	160円	160円	160円	160円
トレーニング ルーム	1人1回 270円					

備考

- 1 入場料（会員券及び招待券を含む。）を徴収する場合には、規定利用料金の5割を加算する。
- 2 ホール利用において、可動椅子を使用した場合の利用料金は、上段の料金とする。

**別表第2（第10条関係）**

設備及び器具利用料金

設備・器具名	利用単位	利用料金
ホール音響設備（全部）	1区分	1,050円
ホール音響設備（拡声装置）	1区分	420円
ホール舞台照明設備	1区分	1,580円
ホール可動式スクリーン	1区分	530円
拡声装置（ポータブル）	1区分	270円
ビデオ装置	1区分	160円
ビデオプロジェクター	1区分	530円
ロッカー	1回	30円
水屋用湯沸器	1区分	110円
持込み電気器具の接続	1区分（1口）	60円